

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
第51回衆議院議員総選挙立候補受付及び開票速報等における複合機の借入れ	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.20	リコージャパン（株） 東京都大田区中馬込1丁目3番6号	1010001110829	衆議院の解散から公示日の立候補受付までの限られた期間の中で、本件の物品調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	5,767,960	5,767,960	100.0%					
第51回衆議院議員総選挙啓発のための点字パンフレット	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.23	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 東京都新宿区大久保3丁目14番20号	8011105000975	衆議院議員総選挙において各都道府県選挙管理委員会を通じて視覚障害者への投票方法の周知等に使用するため、選挙日程決定から公示日前までの短期間に作成し、各都道府県選挙管理委員会へ送付しなければならず、一般競争ができない緊急性がある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,263,050	7,263,050	100.0%					
災害対策用移動通信機器（公共安全モバイルシステム）の使用に係るモバイルデバイス管理アプリケーション等の契約更新	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.26	京セラ（株） 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	4130001000049	本件は、災害応急対策時等における通信手段の確保のため、地方公共団体等に貸し出す公共安全モバイルシステムの備蓄にあたり、その貸出し体制を整備するために、公共安全モバイルシステムにおいて導入しているモバイルデバイス管理アプリケーション及びアンチウイルスソフトの契約更新を締結するものである。 総務省が令和5年度予備費にて調達した公共安全モバイルシステムで導入しているモバイルデバイス管理アプリケーション及びアンチウイルスソフトは利用環境構築（初期設定）及び当初年間契約を京セラ株式会社より提供を受けており、本契約更新を行うため、同社と契約する必要がある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	8,910,000	8,910,000	100.0%					
第51回衆議院議員総選挙における音声CDの調達	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.23	高速録音（株） 東京都文京区本郷1丁目20番9号	6010001002559	衆議院議員総選挙において各都道府県選挙管理委員会を通じて視覚障害者への投票方法の周知等に使用するため、選挙日程決定から公示日前までの短期間に作成し、各都道府県選挙管理委員会へ送付しなければならず、一般競争を実施することができないため（緊急性があるため）。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	6,386,163	6,386,163	100.0%					
第51回衆議院議員総選挙（比例代表）に係る選挙事務所標札等の作成	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.22	（株）日本選挙センター 東京都千代田区神田神保町1丁目34番地	9010001033320	限られた期間の中で、緻密な工程管理を要する本物資の調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	12,566,114	12,566,114	100.0%					

<p>令和7、8、9年度 遠隔方位測定設備集中センタ局（集中1・集中2）及び地方センタ局（関東・近畿）の調達</p>	<p>東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>R8.1.26</p>	<p>日本電気（株）</p>	<p>7010401022916</p>	<p>本件は、全国各地に設置しているセンサ局及び各総合通信局等でセンサ局を制御するセンタ局により構成される遠隔方位測定設備のうち、集中センタ局及び地方センタ局を更改するものである。 更改に当たっては、現行設備と相互接続可能な試験環境を準備し、現行設備の環境設定変更や動作検証を行うとともに、実際の接続作業、接続作業の切り直し（やり直し）など一連作業を実行することが必須となる。 このため、現行設備を構築した日本電気株式会社以外から調達した場合には、正確かつ確実な設定変更・調整や設備の動作検証が行えず、電波監視業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行うものである。 予決令第102条の4 第3号</p>	<p>2,142,800,000</p>	<p>2,142,800,000</p>	<p>100.0%</p>					
--	---	----------------	----------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---------------	--	--	--	--	--

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。